

- 議長（河野） 15 番、福家利智子君。
- 15 番（福家利） はい。議長。15 番、福家利智子。
- 議長（河野） 福家君。
- 15 番（福家利） はい。
- 議長（河野） なお、福家君は一問一答であります。1 問目の質問を許します。
- 15 番（福家利） 通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

1 点目、「不登校生徒の健康診断について」。

学校保健安全法施行規則では、毎年6月30日までに児童生徒の健康診断を行う規定がされています。不登校児童生徒はそもそも学校自体が困難であるために、予備日も受診できないケースがほとんどです。予備日も受診ができない場合、児童生徒は個別に医療機関に出向き健康診断を受けることになります。健康診断は子どもたちの健康状態を確認するだけでなく、虐待の早期発見などの点からも極めて重要です。

2024年5月9日配信の、あるニュースでは健康診断を受診しないことで本来なら発見されるべき病気が見過ごされ、虫歯が長年放置され、側湾症が進行し、常に腰痛や肩こりに悩まされ長時間座っていられなくなるほど、子どもの一生に影響が出た事例も紹介されていました。

不登校等を理由に小中学校での健康診断を受けられない児童生徒数と、これからどのような対応を考えているのか教育長にお伺いします。

- 議長（河野） 松井教育長。
- 教育長（松井） 福家利智子議員の「不登校生徒の健康診断について」お答えいたします。

小・中学校の児童生徒健康診断は、毎年6月に各校で実施しております。令和6年度の受診率は小学校99.2%、中学校98.1%でありました。当日欠席した児童生徒は、後日、保護者の送迎により各校の学校医の病院にて健診を行っており、健診料は町が負担しております。後日に健診を受けた児童生徒は小学校・中学校合わせて7人で、最終的に健診を受けていない児童生徒は12名でありました。

不登校および不登校傾向の児童生徒の健診については、各校において健診時間をずらすなどの配慮を行い、実施しております。

不登校児童生徒については、各学校の管理職、担任教諭、養護教諭等のほか、スクールソーシャルワーカーも定期的な家庭訪問を行い、相談業務の窓口として対応しています。訪問時や相談業務において、保護者、子どもと直接接し、状況の把握を行っておりますが、健診ではありませんので、虐待等の把握については完全にはできないのが実情であります。また、相談できずに状況が把握できないケースも多くあると認識しております。引き続き、定期的な状況把握を行い、相談しやすい環境づくりの充実に努めるとともに、学校だけでなく、様々な相談窓口があることを周知し、一歩踏み出せる体制づくりを進めるとともに、子どもの健康管理のため、保護者にも理解、協力をいただき、健康診断受診率100%を目指して取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）答弁ありがとうございました。

健康は自己責任、あるいは子どもの健康は親の責任という見方もあります。しかし、今の子育ての環境が大きく変わっています。そういった中で、学業の遅れは後からでも取り戻すことができます。

健康は、取り戻せない。成長期の大切なときに、健康診断を受けられない重大な健康なリスクが見逃されるということもあります。

最終的には、12名の方が未受診という回答でございました。保護者の皆さんと、相談窓口も含めて丁寧な取り組みをしていくというふうな、教育長の答弁だと思いますが、健康診断の日時、児童生徒に、保護者も含めて、情報を確実に伝えていく、さらにはその学校の中の、学年が違うときもありますので、そういった子、学校内で、受診できるような細かいところまで保護者の皆さんに情報を流していくということも大事だと思います。

これから、この12名の方が、将来、本当に健康の被害に遭う可能性もあります。早期に成長の段階として、健康診断、必要だと思いますが、この12名に対しましても、もっともっと、どういうふうに取り組んでいくか、お聞きしたいと思います。

○教育長（松井）はい、議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）再質問にお答えいたします。

各学校とも、受けられてない生徒さんとか保護者に対しては、これ再三、受診するようにと。その費用についても、無料でございますと、いうふうな努力は各学校ともしておるといふふうに聞いております。

なお、それを受けられない制度に対しては、将来的な不安というの懸念されるわけですが、そういったことについて、私たちも、今後ともですね学校の方に対しまして、今後とも指導を続けてまいりますし、保護者等の人間関係とか、そういったものを構築しながら、今後に向けて、その子どもたちが受信できるように努力してまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○15番（福家利）ありません。

○議長（河野）福家さんの1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）2点目、「福祉避難所について」。

福祉避難所は要配慮者の方々が良好な避難生活ができるよう、障害者用トイレなどのバリアフリー施設や医療的ケアに不可欠な非常用設備、介護や医療処置に必要な物資の確保といった支援が必要な高齢者や障害者を受け入れる設備が整っています。

その運用については大規模災害など避難生活が長期化するおそれがあり、一般の避難所で生活を継続することが困難な方を受け入れる二次的な避難所として開設されています。

つまり要配慮者は一旦、指定避難所に避難することが必要であり、福祉避難所へ直接避難することは認められていません。要配慮者の中でも、例えば重度の障害者や要介護度の高い方、また人工肛門や多動症など発達障害の方にとっては、たとえ一時的にあっても、一般の避難所での対応が著しく困難であります。

国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインの中で防災計画や個別計画の策定プロセスを通じて事前の避難先である福祉避難所ごとに受け入れ者の調整を行った上で福祉避難所への直接の避難を促進していくことが妥当であると示しています。

当事者の方々にとりまして、より現実的体制の構築に結びつくのではないのでしょうか。障害者団体や高齢者施設を運営する団体とどのように連携をしていくのか町長にお伺いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） はい、福家利智子議員の質問にお答えをいたします。

本町では、災害時において、在宅での生活が困難となった、または、それが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者の受け入れについて、社会福祉法人福寿会「松林荘」並びに社会福祉法人共済会「楽々苑」と平成23年8月に「災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書」を締結し、広義の福祉避難所として協定による福祉避難所を確保しているところであります。

また、本協定に基づき令和6年3月に「綾川町福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、平時の取り組み及び発災時の対応等について、一定の標準化を図っているところであります。

また、本マニュアルをより現実的で実践的なものとするため、町と事業者との協議会を開催して、認識の共有と事業者との連携を強化しているところであります。対象者の福祉避難所への直接避難も視野に、個別避難計画との連携を図りつつ、すでに施設等への入所をしている方を除きまして、受入対象となる方の概数の把握及びその際の事業者との連携について、検討を進めているところであります。

近年の災害においては、避難行動要支援者の犠牲が顕著であり、助かった命であっても、生活環境が十分とれない一般避難所において、長期間の避難生活などにより、健康を害し最悪の場合、関連死に至るケースが報じられており、適切な対応を必要とする

災害時要支援者に対する避難所の体制整備は急務と認識をし、今後、事業者及び関係機関と連携をし、「誰一人取り残さない」ための避難所運営を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。ありがとうございました。

今年の元日ですね、能登半島地震ということで、その中で明らかになった課題としっかりと向き合って、防災力の向上のために進めているということでございます。より実効性のある避難所の支援のプランということでございますが、自分自身で、避難支援を必要とする方の災害時の、要援護者の情報登録制度というのが、先ほど町長の答弁にもありましたが、直接そういったところに配備するという、直接自分が行けるような登録制度みたいなこともね、含めて、これから検討してまいるという話でございました。

実際、本当に支援者との位置付け、これから南海トラフ、30年以内に起こりうるということですので、早々にこのプラン位置付け、支援者との協議というその取り組みをやっていただくということでございます。

ぜひ、災害時の避難の支援に必要な情報を、災害の発生前に、関係者間での共有ができるような取り組みも必要だと思います。厚生にもなると思います。私厚生常任委員会に所属していますので、なかなか具体的に話ができないのがちょっと残念でございますが、そういった中で、これからの取り組みとして、少しでも不安を払拭できるような取り組みが必要です。

健康福祉課の課長のご答弁になるかなと思いますが、ぜひ、取り組みのスケジュールも含めて報告をお願いしたいと思います。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）はい、議長。

○議長（河野）土肥君。

○健康福祉課長（土肥）福家利智子議員の再質問にお答えいたします。今、要支援者の名簿については、個別避難計画ですね、それを去年から作成ということで取り組んでおります。

去年、綾上地区のそういう個別計画対象者にご案内をさしてもらって本年度から、綾南地区の方の対象者に送って、年度末にはあらかたの計画ができるというふうな運びで考えております。

ただこれも紙面だけではなくて、十分本人等の民生委員とかケアマネージャーを通じての実効性あるような計画に仕上げていきまして、それと福祉避難所のどうあるべきかという部分で、並行して進めていく予定でありますので、その点ご理解いただいたらと思いますよろしく申し上げます。

- 議長（河野） 再々質問はございませんか。
- 15番（福家利） はい、要望でございます。はい、議長。
- 議長（河野） はい、福家君。
- 15番（福家利） はい。ありがとうございました。やはり総務課ね、健康福祉課、連携しながら、本当に町長が、今答弁の中でも、誰1人も取り残さないという、この言葉、ぜひ、これを教訓にしながら、これからの取り組みの中で計画をしていただきたいと思います。要望でございます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。
- 議長（河野） 以上で福家君の一般質問を終わります。